

厚生労働省発子0407第2号
令和3年4月7日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和3年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所を設置する町村に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）交付要綱

（通 則）

- 1 令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村を実施主体として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、令和3年4月7日子発0407第4号通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：

10/10) とする。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
 - (2) 市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）長及び福祉事務所を設置する町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- また、都道府県知事は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、これを取りまとめの上、別紙様式3に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式6及び別紙様式7による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(標準処理期間)

- 9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、市及び福祉事務所を設置する町村に係る交付金について、厚生労働大臣から別紙様式4又は別紙様式8による交付決定通知依頼があったときは、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、別紙様式5又は別紙様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 市長及び福祉事務所を設置する町村長は、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- また、都道府県知事は、事業実績報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめの上、別紙様式11に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、市及び福祉事務所を設置する町村に係る交付金について、厚生労働大臣から別紙様式12による交付額の確定通知依頼があったときは、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、別紙様式13により速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない

い場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)調書

令和 年度

厚生労働省所管 一般会計

自治体名 _____

国		地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち補助金相当額	決算額	うち補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円	
(組織) 厚生労働本省										
(項) 生活保護等対策費										
(目) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金										
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費										

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(別紙様式2)

(文 書 番 号)
令和 ※※年 ※※月 ※※日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市区町村長

令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分）の支給事業
- 2 交付申請額 別紙様式2別表の交付申請額のとおり
- 3 添付書類
 - ・交付申請額内訳表（別紙様式2別表）
 - ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

(別紙様式 2 別表)

交付申請額内訳表

(単位：円)

都道府県、市町村名	地方公共団体 コード	支給決定見込者数										給付決定額 (a×給付額)										交付申請額																					
		a										b																															
		児童扶養手当受給世帯等への給付										児童扶養手当受給世帯等への給付											合計																				
		支給要領の第2の1に 該当する者		支給要領の第2の2(1)に 該当する者		支給要領の第2の2(2)に 該当する者		支給要領の第2の3に 該当する者		合計		支給要領の第2の1に該当する者		支給要領の第2の2(1)に該当する者		支給要領の第2の2(2)に該当する者		支給要領の第2の3に該当する者		合計																							
世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	合計																					
										0	0			50,000円	50,000円			50,000円	50,000円			50,000円	50,000円			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0

(記載方法)

- 1 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。
- 2 支給要領の第2の1に該当する者とは、令和3年4月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（全部支給停止者を除く。）である。
- 3 支給要領の第2の2(1)に該当する者とは、令和3年4月分の受給資格者であり、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、支給要領の第2の2(1)の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者である。
- 4 支給要領の第2の2(2)に該当する者とは、令和3年4月分の児童扶養手当の受給資格者であり、法第6条の規定に基づく都道府県知事等の認定を受けた場合には、法第13条の2の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、支給要領の第2の2(1)の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者である。
- 5 支給要領の第2の3に該当する者とは、申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく都道府県知事等の認定を受けていない受給資格者（2(2)に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、支給要領の第2の2(1)の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他1及び2に規定する者と同様の事情にあると認められる者である。

(記載上の注意)

- 1 b欄には、a欄の人数にそれぞれの給付額を乗じた額を記入すること。
- 2 c欄には、b欄の合計額を記入すること。

(別紙様式3)

(文 書 番 号)

令和※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）の交付申請について（進達）

標記について、管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村から提出された交付申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので、別紙交付申請額内訳表（別紙様式3別表）のとおり提出する。

(別紙様式3別表)

交付申請額内訳表

都道府県名

(単位:円)

市町村名	地方公共団体コード	交付申請に係る		支給決定見込者数											支給決定額 (n×給付額)										交付申請額								
				児童扶養手当受給世帯等への給付											児童扶養手当受給世帯等への給付																		
				支給要領の第2の1に該当する者		支給要領の第2の2(1)に該当する者		支給要領の第2の2(2)に該当する者		支給要領の第2の3に該当する者		合計		支給要領の第2の1に該当する者		支給要領の第2の2(1)に該当する者		支給要領の第2の2(2)に該当する者		支給要領の第2の3に該当する者		合計		合計									
				世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯	第2子以降	世帯		第2子以降	世帯	第2子以降					
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載方法)
 1 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。
 2 支給要領の第2の1に該当する者とは、令和3年4月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（全部支給停止者を除く。）である。
 3 支給要領の第2の2（1）に該当する者とは、令和3年4月分の受給資格者であり、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、支給要領の第2の2（1）の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者である。
 4 支給要領の第2の2（2）に該当する者とは、令和3年4月分の児童扶養手当の受給資格者であり、法第6条の規定に基づく都道府県知事等の認定を受けた場合には、法第13条の2の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、支給要領の第2の2（1）の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者である。
 5 支給要領の第2の3に該当する者とは、申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく都道府県知事等の認定を受けていない受給資格者（2（2）に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、支給要領の第2の2（1）の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他1及び2に規定する者と同様の事情があると認められる者である。

(記載上の注意)
 1 b欄には、a欄の人数にそれぞれの給付額を乗じた額を記入すること。
 2 c欄には、b欄の合計額を記入すること。

(別紙様式4)

厚生労働省発子※※※※第※号
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付決定通知依頼書

令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、別表のとおり交付決定することにしたので、令和3年4月7日厚生労働省発子0407第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱」の10に定める様式により貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所を設置する町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(別紙様式4別表)

交付決定額内訳表

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	交付申請に係る		事業に要する経費	交付決定額
		申請年月日	文書番号		
合 計				0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式5)

(文 書 番 号)

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付決定通知書

(市区町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で申請のあった令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、令和※※年※※月※※日厚生労働省発子※※※※第※号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和3年4月7日厚生労働省発子0407第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は令和※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金*****円
交付金の額	金*****円

- 3 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この交付金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(別紙様式6)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市区町村長

令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）の変更交付申請について

令和※※年※※月※※日厚生労働省発子※※※※第※号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 別紙様式6別表の交付申請額のとおり
- 2 添付書類
 - ・ 変更交付申請額内訳表（別紙様式6別表）
 - ・ 歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

(別紙様式7)

(文 書 番 号)

令和※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費分）の変更交付申請について（進達）

標記について、管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村から提出された変更交付申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので別紙変更交付申請額内訳表（別紙様式7別表）のとおり提出する。

(別紙様式8)

厚生労働省発子※※※※第※号
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)変更交付決定通知依頼書

令和※※年※※月※※日厚生労働省発子※※※※第※号で交付決定の通知を依頼した令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)については、令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、令和3年4月7日厚生労働省発子0407第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱」の10に定める様式により貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所を設置する町村に通知されたい。

なお、この決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(別紙様式 8 別表)

変更交付決定額内訳表

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	変更交付申請に係る		事業に要する経費	交付決定額				
		申請年月日	文書番号		うち今回増加 (減少) 額	うち既交付決定分	うち今回増加 (減少) 額	うち既交付決定分	
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
				0			0		
合 計				0	0	0	0	0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式9)

(文 書 番 号)

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)変更交付決定通知書

(市区町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)については、令和※※年※※月※※日※※※※申請に基づき、令和※※年※※月※※日厚生労働省発子※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和3年4月7日厚生労働省発子0407第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は令和※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金*****円
(うち今回増加額	金*****円)
(今回減少額	金*****円)
交付金の額	金*****円
(うち今回増加額	金*****円)
(今回減少額	金*****円)

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(別紙様式10)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市町村長

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付金精算額等 実績報告額内訳表(別紙様式10別表)
- 2 添付書類 歳入歳出決算書(又は見込み書)抄本

(別紙様式10別表)

実績報告額内訳表

都道府県、市町村名	地方公共団体コード	支給決定者数										給付決定額 (a×給付額)										国庫補助所要額	交付決定額	補助金受入済額	差引過剰不足額 (e-c)									
		児童扶養手当受給世帯等への給付										児童扶養手当受給世帯等への給付																						
		支給要領の第2の1に該当する者					支給要領の第2の2(1)に該当する者					支給要領の第2の2(1)に該当する者					支給要領の第2の2(2)に該当する者									支給要領の第2の3に該当する者								
		世帯		第2子以降			世帯		第2子以降			世帯		第2子以降			世帯		第2子以降							世帯		第2子以降			世帯		第2子以降	
											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

(記載方法)

- 1 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。
- 2 支給要領の第2の1に該当する者とは、令和3年4月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者(全部支給停止者を除く。)である。
- 3 支給要領の第2の2(1)に該当する者とは、令和3年4月分の受給資格者であり、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、支給要領の第2の2(1)の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者である。
- 4 支給要領の第2の2(2)に該当する者とは、令和3年4月分の児童扶養手当の受給資格者であり、法第6条の規定に基づき都道府県知事等の認定を受けた場合には、法第13条の2の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、支給要領の第2の2(1)の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者である。
- 5 支給要領の第2の3に該当する者とは、申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第9条の規定に基づき都道府県知事等の認定を受けていない受給資格者(2(2)に規定する者を除く。)又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、支給要領の第2の2(1)の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他1及び2に規定する者と同様の事情にあると認められる者である。

(記載上の注意)

- 1 b欄には、a欄の人数にそれぞれの給付額を乗じた額を記入すること。
- 2 e欄には、b欄の合計額を記入すること。

(別紙様式11)

(文 書 番 号)
令和※※年※※月※※日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティ
ネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付
金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)の事業実績報告について(進達)

標記について、管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福
祉事務所を設置する町村から提出された事業実績報告書について、その内容を
審査し、適正であることを確認したので別紙実績報告額内訳表(別紙様式11別
表)のとおり提出する。

(別紙様式12)

厚生労働省発子※※※※第※号
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付額確定通知依頼書

令和※※年※※月※※日厚生労働省発子※※※※第※号で交付決定の通知を依頼した貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村に係る令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)については、令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、令和3年4月7日厚生労働省発子0407第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付要綱」の12に定める様式により貴管内市及び福祉事務所を設置する町村に通知されたい。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

(別紙様式13)

(文 書 番 号)

令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付額確定通知書

(市区町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)については、令和※※年※※月※※日※※※※事業実績報告に基づき、令和※※年※※月※※日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付額が金※※※※※※※円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金※※※※※※円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事